



# 山形県公報

令和6年8月30日(金)  
第533号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計局) ……903

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……904
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……905
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……908
- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(庄内総合支庁建設総務課) ……909
- 道路の位置の指定……………(最上総合支庁建築課) ……同

### 公 告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(消防救急課) ……同

## 規 則

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第64号

#### 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項に次の1号を加える。

- (11) 山形県工業技術センター手数料条例(昭和41年3月県条例第16号)による手数料

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                     | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|------------------------------|-------------------------------------------------|-------------|-----|------------|
| 株式会社カイセイ<br>寒河江市中央工業団地178番地  | 就労継続支援A型<br>ノバリア クライミングジム<br>寒河江市中央工業団地158番地10号 | 就労継続支援（A型）  | 20名 | 令和 6. 7. 1 |

**山形県告示第621号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| SOMPOケア株式会社<br>東京都品川区東品川四丁目12番8号 | SOMPOケア 上山 訪問介護<br>上市市石曾根37 | 重度訪問介護      | 令和 6. 6. 30 |

**山形県告示第622号**

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番             | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------------|----|------------|
| 東田川郡庄内町狩川字西大塚20番 1 | 田  | 5,993      |
| 東田川郡庄内町狩川字西大塚20番 2 | 田  | 2,007      |
| 東田川郡庄内町狩川字西大塚21番   | 田  | 1,003      |
| 東田川郡庄内町狩川字方領ノ二41番  | 田  | 4,827      |
| 東田川郡庄内町狩川字方領ノ二42番  | 田  | 3,176      |
| 東田川郡庄内町狩川字方領ノ二43番  | 田  | 2,696      |
| 東田川郡庄内町狩川字方領ノ二44番  | 田  | 3,783      |
| 東田川郡庄内町千本杉字東割50番   | 田  | 3,930      |
| 東田川郡庄内町千本杉字東割52番   | 田  | 1,651      |
| 東田川郡庄内町千本杉字東割75番   | 田  | 230        |

|                   |   |       |
|-------------------|---|-------|
| 東田川郡庄内町千本杉字本屋敷7番2 | 田 | 1,878 |
| 東田川郡庄内町千本杉字本屋敷8番2 | 田 | 2,905 |

2 利用権の内容等

| 内容     | 始期      | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|---------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和6年10月 | 5年   | 1,533,555円   |

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第623号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

みちのく村山農業協同組合  
代表理事組合長 三浦 康彦  
村山市楯岡北町一丁目1番1号

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |     |            | 備考       | 変更年月日 |
|---------------------------|-----|------------|----------|-------|
| 変更前                       | 変更後 |            |          |       |
| 高嶋 洋一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 令和6年8月1日 |       |
| 折原 武<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |          |       |
| 有路 拓矢<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |       |
| 芦野 和弘<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |       |
| 大貫 清悦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |       |
| 押切 智志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |       |
| 黒沼 洋昭<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |       |
| 齋藤 忠晴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |       |
| 後藤 理<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |          |       |
| 石山 卓也<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |            |          |       |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 前田 和弥<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 奥山 和直<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 加藤 清宏<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 村岡 真人<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 草刈 一人<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 軽部 和敦<br>玄米             | 同 左 |
| 志村 秀弥<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 伊藤 和宏<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 齋藤 淳哉<br>玄米             | 同 左 |
| 高橋 浩樹<br>玄米、大豆          | 同 左 |
| 三浦 弘之<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 笹原 貴久<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 加藤 雄二<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 奥山 康和<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 生田 秀治<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 今野 英樹<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 尾崎 洋介<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 草薙 範明<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 斎藤 亮<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 柳元 穰<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 星川 雄宇<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 大崎 卓也<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 阿部 宣幸<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 辻村 憂<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 岸 裕<br>玄米、大豆、そば         | 同 左             |
| 西尾 健<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左             |
| 押切 祐輔<br>玄米、そば          | 同 左             |
| 坂本 恵介<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左             |
| 遠藤 泰志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左             |
|                         | 遠藤 博幸<br>もみ、玄米  |
|                         | 大地 理寛<br>もみ、玄米  |
|                         | 井澤 啓太<br>もみ、玄米  |
|                         | 仲嶋 祐介<br>もみ、玄米  |
|                         | 土田 柊人<br>もみ、玄米  |
|                         | 齋藤 義典<br>もみ、玄米  |
|                         | 井上 祐<br>もみ、玄米   |
|                         | 井上 朝美<br>もみ、玄米  |
|                         | 土海 圭介<br>もみ、玄米  |
|                         | 五十嵐 佳尚<br>もみ、玄米 |
|                         | 佐藤 愛一郎<br>もみ、玄米 |
|                         | 大場 直子<br>もみ、玄米  |
|                         | 有川 泰人<br>もみ、玄米  |
|                         | 伊藤 祐司<br>もみ、玄米  |
|                         | 齋藤 慎吾<br>もみ、玄米  |
|                         | 早坂 恒亮<br>もみ、玄米  |
|                         | 相馬 洸矢<br>もみ、玄米  |
|                         | 小内 貴宏<br>もみ、玄米  |
|                         | 尾内 大輔<br>もみ、玄米  |

|  |               |  |
|--|---------------|--|
|  | 丹 康雅<br>もみ、玄米 |  |
|--|---------------|--|

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 有限会社本間農産  
 代表取締役 本間 裕典  
 東根市大字野田71番地

(2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地           |                                        | 変更年月日    |
|----------------------------------------|----------------------------------------|----------|
| 変更前                                    | 変更後                                    |          |
| 有限会社本間農産<br>代表取締役 本間 裕清<br>東根市大字野田71番地 | 有限会社本間農産<br>代表取締役 本間 裕典<br>東根市大字野田71番地 | 令和6年4月3日 |

**山形県告示第624号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
朝日町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡朝日町大字宮宿1115番地
- 3 認可年月日  
令和6年8月21日

**山形県告示第625号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営熊高地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営熊高地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和6年9月3日から同年10月3日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第626号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 指定した道路の部分の区間 鶴岡市馬場町3番9から  
同 若葉町24番20まで（上り線に限る。）  
鶴岡市泉町5番136から  
同 馬場町5番2まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和6年8月30日

**山形県告示第627号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道最総建第216号
- 2 指定の場所 新庄市十日町字西高谷2548-5の一部、2548-6の一部、2551-8先の一部、2551-8の一部
- 3 道路の現況 幅員 7.00メートル  
延長 44.10メートル
- 4 指定年月日 令和6年8月23日

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県消防防災ヘリコプター耐空検査 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県防災くらし安心部消防救急課消防保安担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2227
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年7月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
東北エアサービス株式会社 宮城県岩沼市下野郷字新拓190番地
- 5 随意契約に係る契約金額 102,300,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

令和6年8月30日印刷 発行所 山形県庁  
令和6年8月30日発行 発行人 山形県